

国自旅第245号の2
令和4年9月30日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局地域交通室長

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）により、自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されることに伴い、自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価について、必要に応じて、各地方公共団体主権による運営協議会等においてアルコール検知器の購入費用の転嫁のための変更の協議がなされるものであるが、当該費用の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あて通知したので、貴会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。